

# 新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和2年7月【第4報】

この「支援制度のお知らせ【第4報】」は、これまでに発行した「支援制度のお知らせ」に加えて、新たにお知らせする支援制度等をまとめたものです。詳しくは、各支援制度担当課にお問い合わせください。

も

## 1. 経済・生活面の支援

- 商店等応援商品券（増額） p. 1
- インフルエンザワクチン任意予防接種費用の助成 p. 2
- ひとり親世帯への臨時特別給付金（国給付） p. 2

く

## 2. 中小企業者等への支援

- 地元応援 Go 湯（ユー）くりはら 温泉7割引キャンペーン p. 3
- 地元応援 ビジネスホテル等3,000円(得)キャンペーン p. 3
- 農業被害対策資金利子の助成 p. 3

じ

## 3. 税金や保険料等の猶予

- 水道料金等の支払猶予（猶予対象月の拡大） p. 4

## 4. 国等において実施する主な支援

- 雇用調整助成金の拡充 p. 4
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（仮称） p. 4
- 家賃支援給付金 p. 4
- 農林漁業者の経営継続補助金 p. 4
- 宮城県中小企業等再起支援事業補助金 p. 4

## 1. 経済・生活面の支援

商店等応援商品券を増額して  
配付します



商工観光部田園観光課  
☎22-1151

「支援制度のお知らせ【第3報】」（6月発行）に掲載した「商店等応援商品券（5千円分）」を1万円に増額して配付します。

### ◆商店等応援商品券とは

次の「対象となる方」に、市内の商店等で使用できる商品券を、1世帯につき5千円分を2冊配付するものです。

※商品券は、1冊あたり500円券が10枚つづりとなり、うち5枚分（2,500円）を飲食店専用券とします。

### ◆対象となる方は

基準日（令和2年7月1日）において、住民基本台帳に記録されている世帯

### ◆配付方法は

令和2年7月中旬から各世帯に郵送を開始します。

※申請等の必要はありません。

### ◆使用期限は

令和2年10月31日まで

### ◆使用方法は

市内の参加店舗に商品券を提出して、飲食や買い物、サービスに使用できます。

※参加店舗は、商品券の配付に併せ一覧を同封します。

また、参加店舗は、市の公式ウェブサイトですら随時更新予定です。



栗原市

## インフルエンザワクチン 任意予防接種費用を助成します



市民生活部健康推進課  
☎22-0370

### ◆インフルエンザワクチン任意予防接種費用の助成とは

下記の「対象となる方」にインフルエンザワクチン予防接種の費用を助成するものです。

### ◆対象となる方は

予防接種日に、市内に住所を有し、令和3年3月31日現在で16歳から64歳までの方

### ◆助成額は

- |                  |     |
|------------------|-----|
| (1) 生活保護を受給している方 | 全 額 |
| (2) 16歳から18歳までの方 | 全 額 |
| (3) 19歳から64歳までの方 | 1千円 |

### ◆助成を受けるには

市から送付される助成券と健康保険証（生活保護を受給されている方は受給証）を指定医療機関に持参し、予防接種を受けてください。

指定医療機関については、助成券と一緒に通知します。

### ◆助成期間は

令和2年10月1日から令和3年1月30日まで

## ひとり親世帯へ臨時特別給付金（国給付） を給付します



市民生活部子育て支援課  
☎22-2360

### ◆ひとり親世帯への臨時特別給付金とは

下記の「対象となる方」に、児童数及び家計状況等に応じて国から給付するものです。

### ◆対象となる方は

次のいずれかに該当する方。

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当の受給者
- (2) 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方）
- (3) 児童扶養手当の受給資格者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準まで減少した方

### ◆給付金額は

1世帯 5万円

#### 【給付金額に加算する額】

- ①第2子以降1人につき 3万円
- ②(1)及び(2)に該当する方のうち、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出をした方  
1世帯 5万円

### ◆申請方法は

◇(1)に該当する方

申請は不要。7月下旬に児童扶養手当登録口座へ振り込みを予定しています。

ただし、左記②の申出をする場合は、申請書類等を提出してください。

◇(2)及び(3)に該当する方

申請が必要となりますので、申請書類等を提出してください。

### ◆申請に必要なものは

申請書類、印鑑、振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し、本人確認書類、収入が大きく減少したことがわかる書類（給与明細など）

児童扶養手当の認定を受けていない方は、受給要件が確認できる戸籍謄本が必要となります。

※現況届の手続きをしている方には、申請書類を郵送します。

その他の方で、該当すると思われる方は、申請書類を各総合支所で受領いただくか、市ウェブサイトからダウンロードしてください。

### ◆申請期限は 令和3年2月28日まで

※給付金は非課税のため申告の必要はありません。

## 2. 中小企業者等への支援

### 【地元応援 Go 湯(ユ)くりはら 温泉7割引キャンペーン】 宿泊プラン料金の割引助成をします



商工観光部田園観光課  
☎22-1151

#### ◆地元応援 Go 湯(ユ)くりはら 温泉7割引 キャンペーンとは

市民又は市内事業所に勤務する方を代表者として、市内温泉宿泊施設を利用した際に、宿泊プラン料金が7割引きになります。  
ただし、割引額は1万円が上限です。

#### ◆キャンペーン事業の実施期間は

令和2年7月15日(予定) から  
令和3年2月28日まで

※詳細は、市ウェブサイト等でお知らせします。

#### ◆対象となる温泉宿泊施設は

市内の温泉宿泊施設で、「地元応援 Go 湯(ユ)くりはら 温泉7割引キャンペーン」に参画する温泉宿泊施設

#### ◆利用方法は

「地元応援 Go 湯(ユ)くりはら 温泉7割引キャンペーン」の宿泊プランを、各温泉宿泊施設で販売します。

その宿泊プランに申し込みされ、チェックイン(受付)する際に、申請書を記入してください。

### 【地元応援 ビジネスホテル等 3,000円(得)キャンペーン】 宿泊料金の割引助成とクーポン券を配付します



商工観光部田園観光課  
☎22-1151

#### ◆地元応援 ビジネスホテル等 3,000円(得)キャンペーンとは

ビジネスホテルや旅館等の宿泊者に対して、宿泊料金の1千円を割引し、併せて食事・土産等の代金として2千円分のクーポン券を配付します。

#### ◆キャンペーン事業の実施期間は

令和2年8月1日(予定) から  
令和3年2月28日まで

※詳細は、市ウェブサイト等でお知らせします。

#### ◆対象となるビジネスホテルや旅館等は

市内のビジネスホテルや旅館等で、「地元応援 ビジネスホテル等3,000円(得)キャンペーン」に参画するホテル等

#### ◆利用方法は

「地元応援ビジネスホテル等3,000円(得)キャンペーン」期間中、ホテル等へ申し込みしてください。

ホテル等でチェックイン(受付)する際に、申請書を記入してください。

### 農業者向けの資金融資利子補給事業



農林振興部農業政策課  
☎22-1135

#### ◆農業者向け資金融資利子補給事業とは

新型コロナウイルス感染症により、農業経営に影響を受けた農業者が、新みやぎ農業協同組合から融資を受けた場合の利子の一部を補給するものです。

#### ◆対象となる方は

令和3年3月31日までに新みやぎ農業協同組合から「アグリエール資金(新型コロナ対策)」の融資を受けた市内に住所を有する農業を営む個人及び市内に所在する農業を営む法人並びに団体

#### ◆利子補給内容は

基準金利2%のうち、0.5%を市が利子補給します。

(なお、1.5%はJAなどの関係機関が負担するため、農業者は実質、無利子で融資を受けられます。)

#### ◆利子補給期間は

アグリエール資金(新型コロナ対策)を借入した日から5年以内

#### ◆申し込み方法は

お近くのJA新みやぎ栗っこ各支店融資窓口でお申し込みください。

詳しくは、JA新みやぎ栗っこ農業金融センター(☎41-0106)へ問い合わせください。

### 3. 税金や保険料等の猶予

▼令和2年5月発行

「新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ【第2報】」の3ページ『水道料金・下水道等使用料支払猶予』の猶予対象月を拡大しました。

#### 水道料金・下水道等使用料を支払猶予します



上下水道部経営課 ☎42-1130  
各総合支所市民サービス課

◆水道料金・下水道等使用料の支払猶予とは  
下記の「対象となる方」の4月～8月請求分の使用料の支払いを猶予するものです。

#### ◆対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援金の特例貸付を受けた方

#### ◆申請期間は

各月納入期限日まで

#### ◆猶予される期間は

各月納入期限翌月の月末まで

#### ◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、貸付決定等がわかる資料

### 4. 国等において実施する主な支援

#### 雇用調整助成金の拡充

【厚生労働省】

雇用調整助成金の日額上限の引き上げや助成率の拡充等

■申請・問合せ先 築館公共職業安定所  
電話：0228-22-2531

#### 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（仮称）

【厚生労働省】

休業期間中の賃金支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、労働者からの申請により、支援金を支給

■所管部局等 職業安定局雇用保険課  
電話：03-5253-1111  
(代表)

#### 家賃支援給付金

【経済産業省】

売上の急減に直面する中小企業等に対して、支払家賃の一部について、給付金を支給

■所管部局等 中小企業庁総務課  
電話：03-3501-1768

#### 農林漁業者の経営継続補助金

【農林水産省】

花き等を含む幅広い農林漁業者を対象として、新たな販路開拓や最新の農業機械の導入などを通じて、事業の改善を図る農林漁業者を支援

■所管部局等 経営局経営政策課  
電話：03-6744-0576

#### 宮城県中小企業等再起支援事業補助金

【宮城県】

業況の悪化に直面する中小企業等を対象として、早期の再起を図るために販路開拓や生産性向上、感染防止対策などの取り組みを支援

■申請先 北部地方振興事務所  
栗原地域事務所  
電話：0228-22-2195  
■問合せ先 宮城県中小企業等再起支援事業相談ダイヤル  
電話：022-211-3337

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

■栗原市ホームページ URL <https://www.kuriharacity.jp/>